

鳥取県告示第 62 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字中小屋313の1から313の3まで、313の5、313の6、字深知川向477の10から477の16まで、477の25、字能谷761、字能谷奥762から766まで、767の1、768から790まで、791の1から791の18まで、793の1、794、814から823まで、826の1から826の19まで、826の21、826の23、826の25、826の27から826の111まで、字塚ノ本脇831の1、831の2、831の6、831の10、字狼谷奥899、900の1、900の2、901から903まで、904の2から904の31まで、905から909まで、字釜穴空955から957まで、958の1、958の2、字八人谷959の1、959の2、959の4から959の32まで、字人形山1009の1、1009の3から1009の6まで、1009の9から1009の13まで、1009の16から1009の18まで、字大淵上1010の1、1010の2、1010の9から1010の22まで、1010の24から1010の41まで、字栗祖1019の1から1019の11まで、1019の13から1019の16まで、1019の18、1019の20、1020の1、1021の1、1021の2、1022、1024の1、1024の2、1025から1032まで、1034、1035の1、字内礼谷1232、1233の1、1234、1235の1、1236の1、1237の1、1238、1239の1、1239の3から1239の5まで、1239の8、1239の10から1239の13まで、1239の15、1239の18から1239の37まで、1240の1・1240の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）